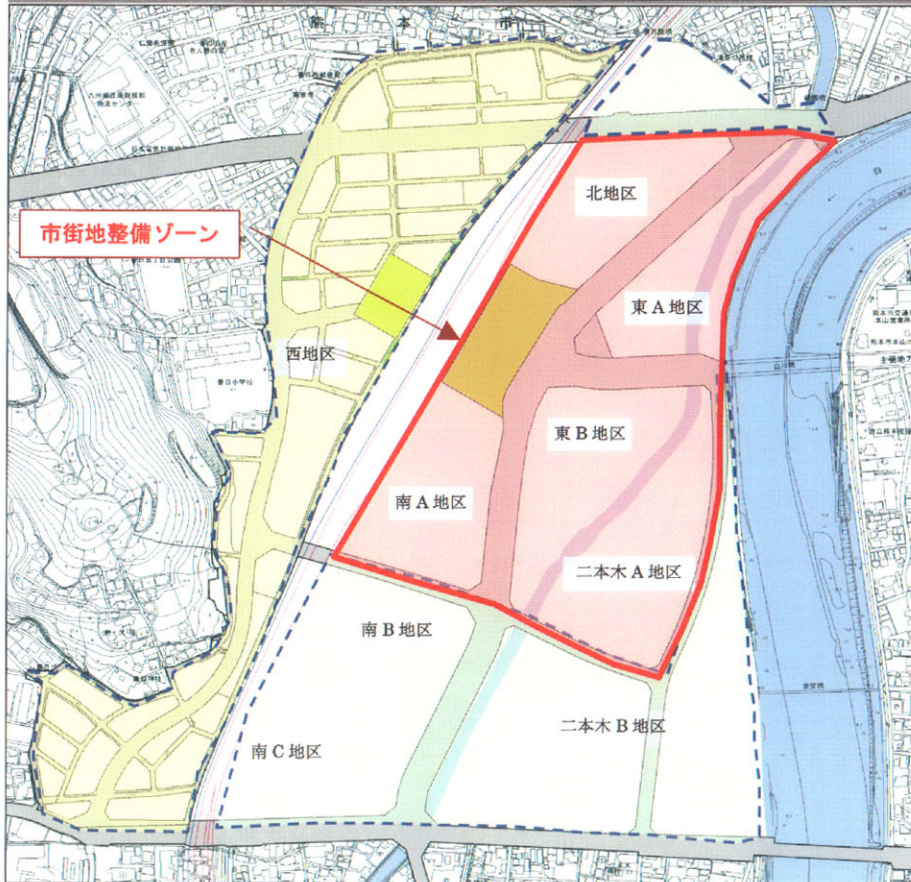


## 7-2 市街地整備の基本方針（案）

### ①目的

市街地整備ゾーンに位置づけた地区では、熊本駅周辺にふさわしい良好なまちなみや人に優しいアメニティ空間を形成するために、「市街地整備計画」を導入し、道路等の地区施設の整備や適切な建築物の建築の誘導を図る。



- 市街地整備ゾーン**  
県都の顔となる地区で、民間の開発や計画が進められており、早急にまちづくりの規制誘導方針を検討すべき区域
- 駅西の区画整理が進捗しており、進捗状況に合わせて、今後検討を行う区域
- まちづくりの地元機運の高まりに応じて検討を行う区域

### ②基本的方針

- ・ 幹線道路沿道等において壁面の位置の制限を設定し、ゆとりある歩行者空間の形成を図る。
- ・ 県都の玄関口として魅力ある良好な都市景観を形成するため、建築物の意匠の制限を設定する。
- ・ 建築物の用途の制限により、良好な市街地環境の形成を図る。
- ・ 駅周辺においては、県都の玄関口として効率的な建築物整備の誘導を図るため、容積率の緩和を行う。
- ・ 各地区ごとの土地利用方針を実現し、土地の有効活用の促進を図るため、地区施設の配置を行う。

### ③市街地整備計画の構成

整備計画	計画の方針	まちづくりの全体構想を定めるものであり、計画の目標や地区の整備、開発及び保全の方針を定める。
	地区ごとの整備計画	まちづくりの具体的内容を定めるものであり、「計画の方針」に従って、計画区域の全部又は一部に、道路、公園、広場などの配置や建築物等に関する制限などを詳しく定める。

#### < 計画策定フロー >

